さつま町告示第　　号

さつま町動物愛護活動団体補助金交付要綱を次のとおり定めた。

令和８年４月１日

さつま町長　上野　俊市

さつま町動物愛護活動団体補助金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、さつま町内で活動する飼い主のいない猫に対する保護活動等を実施する団体に対し、さつま町動物愛護活動団体補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫に起因する地域問題の減少を図り、猫の適正な飼養を推進し、動物の愛護及び管理に関する意識の高揚に資することを目的とする。

２　補助金の交付に関しては、さつま町補助金等交付規則（平成１７年さつま町規則第３７号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　飼い主のいない猫　動物の所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫

⑵　獣医師　獣医療法（平成４年法律第４６号）第３条の規定による届出を行っている同法第２条第２項に規定する診療施設に属する獣医師

⑶　不妊去勢手術　獣医師が実施する次に掲げる手術（手術を開始した後に当該手術が不要であることが判明した場合は、手術を終了するまでの処置を含む。）であって、識別処置を伴うもの

ア　雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術

イ　雄猫の精巣を摘出する手術

⑷　ＴＮＲ活動　飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢手術を行い、捕獲した元の場所へ返す取組

⑸　動物愛護活動団体　地域住民の理解と合意のもと「飼い主のいない猫」に不妊去勢手術を行った上、餌のやり方や清掃等に関するルールを定め、一代限りの命を全うするまで地域内で飼養管理を行う活動を実施する団体で、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア　飼い主のいない猫に対するＴＮＲ活動を実施すること。

イ　活動団体の人数は原則２人以上とするが、管理する地域の状況や生息する猫の数を考慮し、適正に活動を行うことができる人数であること。

ウ　活動団体には、名称があり、代表者が設けられていること。

エ　地域住民に理解が得られており、飼養管理を行う場所が確保できていること。

⑹　識別処置　不妊去勢手術を実施したことが恒久的に識別できるよう、獣医師が不妊去勢手術をした猫の片耳の先端にＶ字型に切り込みを入れる処置その他町長が適当と認める処置

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は前条に規定する動物愛護活動団体で次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

⑴　団体の代表者が町内に住所を有すること。

⑵　団体の代表者に町税等の滞納がないこと。

⑶　団体の活動の本拠地が町内にあること。

（補助対象の猫）

第４条　補助対象となる猫は町内に生息する飼い主のいない猫であって、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

⑴　新たな飼い主（里親）に譲渡する予定の猫

⑵　飼い猫となる予定の猫

⑶　補助金の交付申請前に不妊去勢手術を受けている猫

⑷　その他町長が適当でないと認めた猫

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業は、補助対象団体が補助対象の猫に対して実施する不妊去勢手術経費及び飼養管理経費であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

⑴　不妊去勢手術を実施する前に、当該猫に飼い主の住所、氏名又は連絡先が分かるものが装着されていないことを確認していること。

⑵　不妊去勢手術を実施する前に、当該猫が主に生息する地域に居住する者（第７条に規定する申請者と同一の住所を有する者を除く。以下「地域住民」という。）のうち２人以上の者が、当該猫に飼い主がいないことを確認していること。

⑶　不妊去勢手術を実施する前に、地域住民に当該猫の不妊去勢手術について適切な周知を行っていること。

⑷　飼養管理については、地域住民の理解と合意のもと飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行った上で、餌のやり方やふん尿などの清掃等に関するルールを定め、一代限りの命を全うするまで地域内で飼養管理を行うこと。

⑸　営利を目的とした事業でないこと。

（補助対象経費等）

第６条　補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

⑴　不妊去勢手術経費（次条の不妊去勢手術済の目印をつける処置を含む。）

⑵　飼養管理経費は、補助対象事業で取り扱った猫及び従前からの飼い主のいない猫を対象とした飼養管理経費（ペットフード、猫砂、猫トイレ、猫用食器、掃除用具等飼養管理に必要な消耗品に係る経費）

２　補助金の額は、不妊去勢手術経費（次条の不妊去勢手術済の識別処置を含む。）及び飼養管理に要した費用の額とする。ただし、当該費用が次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該各号に定める額とする。

⑴　不妊手術に要する経費　１件につき上限１０，０００円

⑵　去勢手術に要する経費　１件につき上限５，０００円

⑶　飼養管理経費　１団体当たり別表に定める金額とする。

（不妊去勢手術済の識別処置）

第７条　不妊去勢手術を実施した猫の耳には、不妊去勢手術済であることが外形的に判別できる識別処置をつけるものとする。

（交付の制限）

第８条　この告示による補助金は、他の補助金等の交付を受けている場合は交付しない。

（交付申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施する前に、補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴　計画書（第２号様式）

⑵　飼い主のいない猫が主に生息する地域を示す図面

⑶　不妊去勢手術を実施する猫の写真

⑷　飼養管理経費に係る収支予算書（第３号様式）

⑸　手術対象猫の一覧表（第４号様式）

⑹　その他町長が必要と認めるもの

（交付決定）

第１０条　町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

（変更等の届出等）

第１１条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、補助金変更申請書（第６号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。

２　前項の承認は、計画変更により事業費に変更を生じた場合は、補助金変更交付決定通知書（第７号様式）により通知する。

３　補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、廃止届（第８号様式）を町長に提出しなければならない。

（事業の実施等）

第１２条　補助事業者は、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して６０日を経過す

る日又は当該決定通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業を実施しなければならない。

（実績報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して１５日を経過する日又は交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第９号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴　実績書（第１０号様式）

⑵　不妊去勢手術を実施した後の猫の写真

⑶　不妊去勢手術を実施した診療施設が発行する領収書の写し

⑷　飼養管理経費に係る収支決算書（第１１号様式）

⑸　飼養管理経費に係る領収書の写し

⑹　その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第１４条　町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第１２号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第１５条　前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書（第１３号様式）により町長に補助金の交付を請求し、町長は、これに基づき補助金を支払うものとする。

２　町長は、特に必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払により交付することができる。

３　前項の概算払を受けようとする者は、補助金概算払申請書（第１４号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１６条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　この告示の規定に違反したとき。

２　町長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、所定の取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１７条　町長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付した額を返還させるものとする。

（調査等）

第１８条　町長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（その他）

第１９条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

飼養管理する猫の数	年額
２匹以下	上限１０，０００円
３匹以上４匹以下	上限２０，０００円
５匹以上６匹以下	上限３０，０００円
７匹以上８匹以下	上限４０，０００円
９匹以上	上限５０，０００円

第１号様式（第９条関係）

年　　月　　日

さつま町長　　様

申請者　住所

団体名

代表者名

電話番号

さつま町動物愛護活動団体補助金交付申請書

さつま町動物愛護活動団体補助金の交付を受けたいので、さつま町動物愛護活動団体補助金交付要綱第９条の規定により、下記の通り申請します。

記

１　実施対象地域（活動を実施する主たる住所）

さつま町

２　交付申請額　　円

３　添付書類

（１）計画書

（２）飼い主のいない猫が主に生息する地域を示す図面

（３）不妊去勢手術を実施する猫の写真

（４）飼養管理に係る収支予算書

（５）不妊去勢手術を実施する猫とその飼い主がいないことの証言

（６）その他町長が必要と認めるもの

第２号様式（第９条関係）

さつま町動物愛護活動事業計画書

１　活動実施区域（行政区名等を記載）

行政区　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　活動団体のメンバー

No.	住所	氏名
1		
2		
3		
4		
5		

３　不妊去勢手術実施予定頭数

オス　　匹　　メス　　匹　　合計　　匹

４　手術予定の診療施設について

動物病院名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　当該事業に関する地域住民への手術実施にかかる事前周知について

（１）周知実施予定日

年　　月　　日（～　　年　　月　　日）

（２）周知方法

（該当するものに☑をすること。複数可。文書等を必要とする周知については文書を添付すること。）

□　各戸への文書配布　　□　公民会等の回覧板

□　公民会集会等での説明　　□　広報　　□　掲示

（３）周知内容について

６　手術後の猫に関して（該当するものすべてに☑）

（１）手術後の猫の取り扱いについて

□　手術前の生息場所に戻す（飼養管理者がいる）

□　手術前の生息場所に戻す（飼養管理者がいない）

□　新たな飼い主が飼養する（所有する）、もしくは新たな飼い主を探す目的で飼養管理する。

（２）手術前の生息場所に戻す場合（飼養管理者がいない）に行うこと

□　生息場所に戻す際には、当該猫は健康状態が損なわれない状態のものを戻す

（３）手術前の生息場所に戻す場合（飼養管理者がいる）の適正管理方法

□　生息場所に戻す際には、当該猫は健康状態が損なわれない状態のものを戻す

□　置き餌をしない

□　飼養管理している猫以外に餌を与えない

□　猫用トイレを適正数設置し、トイレを衛生的に管理する

□　その他の方法（　　）

（４）新たな飼い主が飼養する（もしくは、新たな飼い主を探す目的で飼養管理する）場合の管理方法

□　動物の愛護及び管理に関する法律第７条の飼い主の責務等について順守する

□　猫の室内飼養を心掛ける

□　その他の方法

（　　）

第３号様式（第９条関係）

収支予算書

１　収入　　（単位：円）

項目	予算額	備考
町補助金		
自己負担額		
合計		

２　支出　　（単位：円）

項目	数量	単価	金額	備考
合計				

※ＴＮＲ活動及び保護猫の飼養管理に係る経費に限る

第４号様式（第９条関係）

手術対象猫の一覧表

対象猫一覧（対象猫の全体写真と生息地域の地図を添付すること）

番号	毛色	推定年齢	特徴
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
１０			

第５号様式（第１０条関係）

指令　　第　　号

年　　月　　日

様

さつま町長

さつま町動物愛護活動団体補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　　年度さつま町動物愛護活動団体補助金については、さつま町動物愛護活動団体補助金交付要綱第１０条第１項の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

第６号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

さつま町長　様

申請者

住　所

団体名

代表者名

電話番号

さつま町動物愛護活動団体補助金変更申請書

年　　月　　日付け指令　第　号で補助金等交付決定通知のあった上記事業計画を下記のとおり変更したいので、さつま町動物愛護活動団体補助金交付要綱第１１条第１項の規定により承認くださるよう申請します。

記

１　計画変更の理由

２　変更事業計画書

３　変更収支予算書

第７号様式（第１１条関係）

指令　　第　　号

年　　月　　日

様

さつま町長

さつま町動物愛護活動団体補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　　年度さつま町動物愛護活動団体補助金については、さつま町動物愛護活動団体補助金交付要綱第１１条第２項の規定により承認し、下記のとおり変更決定しましたので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　内　訳

決定額	変更申請額	変更決定額

第８号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

さつま町長　様

申請者

住　所

団体名

代表者名

電話番号

さつま町動物愛護活動団体補助金事業廃止届

年　　月　　日付け指令　第　号で補助金交付決定通知のあった、さつま町動物愛護活動団体補助金にかかる事業について廃止したいので、さつま町動物愛護活動団体補助金交付要綱第１１条第３項の規定により届出ます。

第９号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

さつま町長　様

申請者

住　所

団体名

代表者名

電話番号

さつま町動物愛護活動団体補助金実績報告書

年　　月　　日付け指令　第　号で交付決定通知のあったさつま町動物愛護活動団体補助金の事業を実施したので、さつま町動物愛護活動団体補助金交付要綱第１３条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

（１）実績書

（２）不妊去勢手術を実施した猫の写真

（３）不妊去勢手術を実施した診療施設が発行する領収書の写し

（４）飼養管理経費に係る収支決算書

（５）飼養管理経費に係る領収書の写し

（６）その他町長が必要と認めるもの

第１０号様式（第１３条関係）

さつま町動物愛護活動団体補助金事業実績書

１　不妊去勢手術費用

（１）不妊去勢手術実施頭数

オス　　匹　　メス　　匹　　合計　　匹

（２）不妊去勢手術経費助成金額

内訳：オス：　　円×　　匹　＝　　円

メス：　　円×　　匹　＝　　円

小計　　円

※１頭につき上限　オス猫５，０００円　メス猫１０，０００円

（３）手術の前に行う、周辺住民への周知実施の実績について

２　飼養管理経費

※別紙の飼養管理経費に係る収支決算書のとおり

計　　円

第１１号様式（第１３条関係）

収支決算書

１　収入　　（単位　円）

項目	決算額	備考
町補助金		
自己負担金		
合計		

２　支出　　（単位　円）

項目	数量	単価	金額	備考
合計				

第１２号様式（第１４条関係）

さ　　第　　号

年　　月　　日

様

さつま町長

さつま町動物愛護活動団体補助金交付確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　　年度さつま町動物愛護活動団体補助金については、さつま町動物愛護活動団体補助金交付要綱第１４条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　交付確定額　　金　　円

第１３号様式（第１５条関係）

年　　月　　日

さつま町長　　様

申請者

住　所

団体名

代表者名

電話番号

さつま町動物愛護活動団体補助金交付請求書

年　　月　　日付けさ　第　号のさつま町動物愛護活動団体補助金交付確定通知書に基づく補助金を下記のとおり請求いたします。

記

振込口座

金融機関名		銀行・信用金庫・信用組合
		農協・漁協・労金・郵便局
本支店名		本店・支店・支所・出張所
口座区分	１　普通　　２　当座　　３　その他（　　）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第１４号様式（第１５条関係）

年　　月　　日

さつま町長　様

申請者

住所

団体名

代表者名

電話番号

さつま町動物愛護活動団体補助金概算払い申請書

年　　月　　日付け指令　第　号で補助金交付決定のあった　　年度さつま町動物愛護活動団体補助金をさつま町動物愛護活動団体補助金交付要綱第１５条第３項の規定により下記のとおり概算払いくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　金　　円

事業費	補助金交付決定額	概算払い領収済額	今回申請額	残額
さつま町動物愛護活動団体補助金	円	円	円	円

２　概算払いを必要とする理由